二(一)　登録年月日　平成二十五年十二月二十日
　(二)　登録番号　海更講第九号
　(三)　登録海技免状更新講習実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本
　(四)　住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号
　(五)　代表者の氏名　中野　隆
　(六)　登録海技免状更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号
三(一)　登録年月日　平成二十五年十二月二十日
　(二)　登録番号　海更講第十号
　(三)　登録海技免状更新講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン
　(四)　住所　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地十四
　(五)　代表者の氏名　篠崎　一枝
　(六)　登録海技免状更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　株式会社ケイエムマリン　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地十四

登録海技免状失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の二の規定により次の海技免状失効再交付講習を登録したので、同規則第九条の七の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十六年三月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録年月日　平成二十五年十二月二十日
　(二)　登録番号　海失講第八号
　(三)　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般財団法人四国船舶職員養成協会
　(四)　住所　香川県高松市春日町一七〇六番地
　(五)　代表者の氏名　上枝　義幸
　(六)　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　一般財団法人四国船舶職員養成協会　香川県高松市春日町一七〇六番地
二(一)　登録年月日　平成二十五年十二月二十日
　(二)　登録番号　海失講第九号
　(三)　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本
　(四)　住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号
　(五)　代表者の氏名　中野　隆
　(六)　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号
三(一)　登録年月日　平成二十五年十二月二十日
　(二)　登録番号　海失講第十号
　(三)　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン
　(四)　住所　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地十四
　(五)　代表者の氏名　篠崎　一枝
　(六)　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　株式会社ケイエムマリン　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地十四

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年三月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部事務所の所在地
　(一)　変更前の所在地　東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番十九号
　(二)　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
　(三)　変更年月日　平成二十六年二月十七日
二　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会関東事務所の所在地
　(一)　変更前の所在地　神奈川県横浜市中区海岸通一丁目三番地
　(二)　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
　(三)　変更年月日　平成二十六年二月十七日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第四号の規定により、公示する。

平成二十六年三月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部事務所の所在地
　(一)　変更前の所在地　東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番十九号
　(二)　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
　(三)　変更年月日　平成二十六年二月十七日
二　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会関東事務所の所在地
　(一)　変更前の所在地　神奈川県横浜市中区海岸通一丁目三番地
　(二)　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
　(三)　変更年月日　平成二十六年二月十七日

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年3月10日　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	地上画素寸法	実施時期	区域（整理番号）	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成25年	ＣＫＵ—2013—3	地区(地方)	神集島地区　デジタル　6枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ—2013—4		生月島地区　〃　48枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ—2013—5		的山大島・度島地区　〃　64枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ—2013—6		高島地区　〃　20枚
〃	40cm相当	〃	ＣＫＵ—2013—1Ｘ		苓北地区　〃　89枚

備考　空中写真の刊行日　平成26年3月11日